

高勝寺 法印

神主

二月十五日。珠洲郡馬縹の惣中、某に、米三十石を借用す。

一九三五

【馬縹村文書】 珠洲郡
借用申御米之事

合卅石者

右彼御米者、依有用要借用所實正也。但來八月中、五和利之以御算用、本子共ニ返納可申候。若無沙汰仕候者、此任證文之旨、堅可有御催促候。其時一言之子細申間敷候。依爲後日借狀如件。

天正十四

二月十五日

惣 中 在判

(こゝに惣中とあるは珠洲郡馬縹惣中なるべきも、その宛所を失せり。)

四月二日。前田利家、河北郡俱利伽羅の百姓に、定書を與ふ。

【俱利伽羅村文書】 河北郡

一九三六

定

俱利伽羅

一、當地錯亂之刻、逃散之百姓共、立歸、町を立商賣可仕事。

一、往還村次之荷物、當町ニおゐて一切次申間敷事。

一、夫・傳馬諸役令免除事。

右條々可相守之。若往來人非分申懸輩有之ば、可行大罪者也。

天正十四年四月二日

(前田) 家 在判

五月二日。前田利家、石川郡佐那武社に、制札を與ふ。

【佐那武神社古文類纂】

一九三七

制札

一、當村地下人早々令還住、可耕作事。

一、在々へ不謂儀申懸輩於有之者、早速可注進事。

一、所々在所理不盡催促不可有之事。

右條々堅令停止訖。若違背之族於有之者、速可處嚴科一者也。

(天正十四年) 五月二日

(前田) 家 在印

寺中村 神主

五月廿四日。羽柴秀吉、前田利家等に、佐竹氏の使僧の要する傳馬を給せしむ。

一九三八

【佐竹家文書】

傳馬五疋可遣事

一、大溝より敦賀まで

一、敦賀より府中迄

一、府中より北庄迄

一、北庄より大聖寺迄

一、大聖寺より小松迄

一、小松より金澤迄

一、金澤よりとやま迄

一、分領中

生駒雅樂頭

羽柴出羽侍從

木村常陸介

羽柴北庄侍從

溝口金右衛門

村上次郎右衛門

前田筑前守

前田孫四郎

右如書付、傳馬五疋申付候。此佐竹使僧可送遣者也。

(天正十四年) 五月廿四日

(羽柴秀吉) 朱 印

五月廿七日。羽柴秀吉、在京の前田利家の女麻阿姫に答書す。

【保坂文書】 越後

一九三九

かへす、ちくぜん内へ事づてのよし可申候。

一日はぎりの文給候。さだめてきやう中けんぶつにひまゝり候に、ついでとおぼしめし候へば、うらみとも存不申候と。

候と。

(天正十四年) 五月廿七日

(羽柴秀吉) でんかさま

まあめ (脱)

(この消息は秀吉の自筆にして、前田利家の女麻阿姫が京に在るを速かに大坂に来るべく促せるなるべし。是を天正十四年と考定せるは、秀吉關白に任じて殿下と稱せられたるは前年七月、利家の筑前と稱したるは同年九月にして、十五年の五月には九州征伐、十六・七年五月は在京、十八年五月は小田原征伐